

**農林水産省業務継続計画
(首都直下地震対策)**

第 6 版

令和 6 年 10 月

農林水産省

目 次

第 1	業務継続計画とは	2
1	目的	2
2	業務継続の基本方針	2
3	発動基準	2
第 2	被害想定	2
第 3	首都直下地震発生時における対応	3
1	安否確認	3
2	本省庁舎の状況の把握	4
3	参集	4
	（1）緊急参集チーム構成員等の参集	4
	（2）勤務時間外に発生した場合	4
	（3）勤務時間内に発生した場合	5
	（4）代替施設への参集	6
4	非常時優先業務	6
	（1）農林水産省緊急自然災害対策本部の設置	6
	（2）被害状況の把握	6
	（3）職員の派遣	7
	（4）応急用食料・物資の支援	7
	（5）漁業取締船等による応急用物資の輸送	7
	（6）海外支援の受入れ	7
	（7）災害救助犬の受入れ	7
	（8）動物検疫・植物検疫の緊急的対応	7
	（9）災害復旧用木材等の調達・供給対策	7
	（10）食料の需給・価格動向の把握	8
	（11）食品安全の危機管理対策	8
	（12）食品表示規制の弾力的運用	8
	（13）国内の病虫害防除対策	8
	（14）国内の家畜衛生対策	8
5	管理事務	20
	（1）庁舎等管理に係る対策	20
	（2）情報システムに係る対策	20
6	発災時の記録	20
第 4	業務継続への備え	20
1	非常時優先業務及び管理事務の抽出	20

2	関係機関との連携体制の確立	21
3	執行体制の整備	21
	（１）参集する職員の指定等	21
	（２）参集要員名簿の作成及び安否確認等一斉連絡システムの登録 状況確認	21
	（３）職務代行者の選任	22
4	執務環境の整備	23
	（１）庁舎等管理に係る対策	23
	（２）備蓄	24
	（３）情報システムに係る対策	25
5	本省庁舎の代替措置	25
	（１）代替庁舎への移転・復帰	25
	（２）代替庁舎への移動方法	26
	（３）代替庁舎における執務環境の確保	26
6	訓練の実施及び計画の見直し等	26
	（１）訓練の実施	26
	（２）人事異動における引継ぎ	26
	（３）改善計画の策定	27
	（４）計画の見直し	27

農林水産省業務継続計画(首都直下地震対策)

項 目		責任者
第1 計画の目的		
第2 被害想定		
第3 首都直下地震発生時における対応	1 安否確認 2 本省庁舎の状況の把握 3 参集 4 非常時優先業務 (1) 農林水産省緊急自然災害対策本部の設置 (2) 被害状況の把握 ○被害状況に関する情報収集の徹底 ○農地・農業用施設等の被害状況の把握と応急対策 ○林道、林地荒廃、森林等、公共土木施設等の被害状況の把握と応急対策 ○漁港関係施設の被害状況の把握と応急対策 ○卸売市場施設、食品産業関連事業者等の被害状況の把握 (3) 職員の派遣 (4) 応急用食料・物資の支援 (5) 漁業取締船等による応急用物資の輸送 (6) 海外支援の受入れ (7) 災害救助犬の受入れ (8) 動物検疫・植物検疫の緊急的対応 (9) 災害復旧用木材等の調達・供給対策 (10) 食料の需給・価格動向の把握 (11) 食品安全の危機管理対策 (12) 食品表示規制の弾力的運用 (13) 国内の病虫害防除対策 (14) 国内の家畜衛生対策 5 管理事務 (1) 庁舎等管理に係る対策 (2) 情報システムに係る対策 6 発災時の記録	大臣官房秘書課長 大臣官房参事官(経理) 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 農村振興局長 林野庁長官 水産庁長官 大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) 水産庁長官 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 消費・安全局長 消費・安全局長 林野庁長官 大臣官房参事官(食料安全保障) 消費・安全局長 消費・安全局長 消費・安全局長 消費・安全局長 大臣官房参事官(経理) 大臣官房参事官(デジタル戦略) 本省各局庁長
第4 業務継続への備え	1 非常時優先業務及び管理事務の抽出 2 関係機関との連絡体制の確立 3 執行体制の整備 4 執務環境の整備 (1) 庁舎等管理に係る対策 (2) 備蓄 (3) 情報システムに係る対策 5 本省庁舎の代替措置 6 訓練の実施及び計画の見直し等	大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 本省各局庁長 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 大臣官房参事官(経理) 大臣官房参事官(経理) 大臣官房参事官(デジタル戦略) 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官

第1 業務継続計画とは

1 目的

首都直下地震等の発生により、行政中枢機能を担う農林水産省の業務継続に支障が生じた場合には、農林水産関連の被害情報の収集・分析・発信、災害応急対策等が円滑に実施されないことにより、国民生活等への影響が甚大になることが懸念される。

このため、本計画は、首都直下地震が発生した場合において、農林水産省として維持すべき必須の機能に該当する業務として非常時優先業務を決定するとともに、非常時優先業務の対応方針、実施に必要な執行体制、執務環境、資源の確保、指揮系統の明確化等について必要な措置を講ずることにより、農林水産省としての業務継続を確保することを目的に必要な取組を定めるものである。

なお、本計画は、平成26年3月28日に閣議決定された「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」に基づき策定したものであり、また、災害対策基本法等に基づき定められた「農林水産省防災業務計画」及びこれに基づく「震災対応マニュアル」を補完するものである。

2 業務継続の基本方針

農林水産省は、「食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理」を図ることを任務としている（農林水産省設置法第3条）。

農林水産省は、その諸機能を継続するため、下記の方針に基づいて、業務継続性の確保を図る。

- ① 人命第一の方針の下、被災した農林水産関係施設等の災害応急対策と早期の復旧に係る対策を実施する。
- ② 被災地・被災者を対象とした応急用食料・物資等の支援を実施する。
- ③ 農林水産省が実施する業務が継続して行えるよう、必要な人員体制を確保するとともに、執務環境についても整備する。

3 発動基準

本計画は、東京都23区内において震度6強以上の震度となる地震が発生した場合に、直ちに発動するものとする。

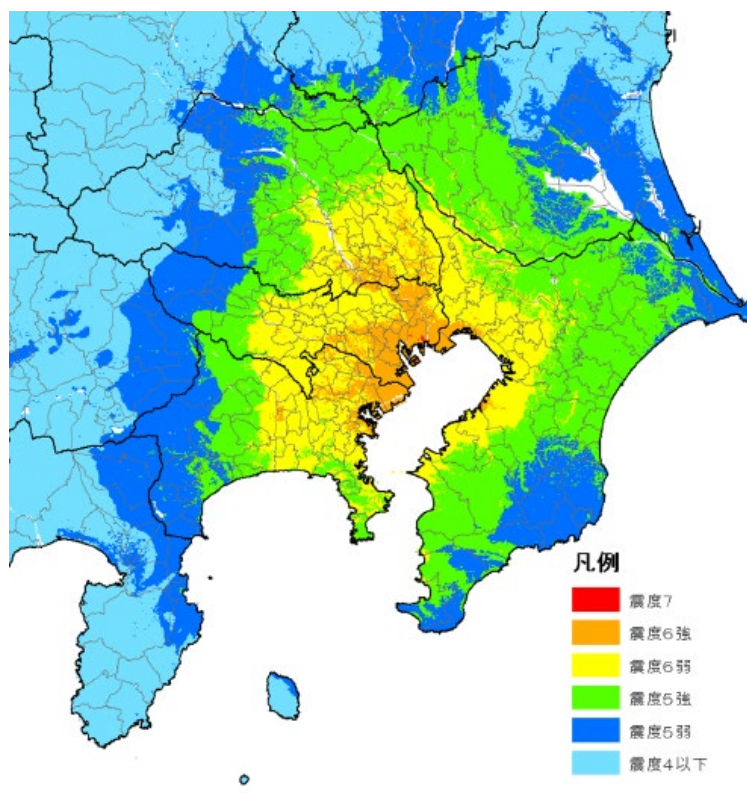
第2 被害想定

本計画は、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」第1章の4の被害想定に基づき策定しており、具体的に想定する被害様相は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、1週間継続する。② 下水道の利用支障は、1か月継続する。③ 地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。④ 主要道路の啓開には、1週間を要する。 |
|--|

【参考】想定する震度分布（都心南部直下地震）

「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～人的・物的被害（定量的な被害）～」（平成 25 年 12 月 中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ）より



第3 首都直下地震発生時における対応

1 安否確認

- ① 職員は、安否確認等一斉連絡システムにより自動送信される安否確認メールに対して、本人及び家族の安否、出勤の可否並びに家屋の状態を入力し返信する。
- ② 本省各課の課長が指名する安否確認を担当する職員（以下「安否確認担当職員」という。）は、勤務時間内に発災した場合は、目視により職員の安否を確認するとともに、安否確認メールへの回答を促す。

また、安否確認等一斉連絡システムのWEBページ上で安否に関する集計を把握し、3時間以内に大臣官房秘書課の安否確認担当職員に報告する（本省各局庁においては、庶務課の安否確認担当職員を通じて報告する。）。

報告時間までに安否確認が取れない職員については、緊急連絡網に基づき、連絡を継続する。

- ③ 大臣官房秘書課の安否確認担当職員は、本省官房各課及び各局庁からの報告を取りまとめ、又は安否確認等一斉連絡システムのWEBページ上で安否に関する集計を把握し、大臣官房地方課災害総合対策室（以下「災対室」という。）に報告する。

災対室は、大臣官房秘書課からの報告を受けて、又は安否確認等一斉連絡システムのWEBページ上で安否に関する集計を把握し、大臣官房危機管理・政

策立案総括審議官に報告する。

- ④ 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、農林水産省緊急自然災害対策本部（以下「省対策本部」という。）において、職員及びその家族の安否等を報告する。

2 本省庁舎の状況の把握

大臣官房参事官（経理）は、本庁舎及び基幹設備機能の状況を速やかに把握し、その結果を災対室に報告するとともに、建物等の安全が確保されないと判断された場合は、直ちに災対室に報告し、省対策本部の代替施設への移動を提言する。

3 参集

（１）緊急参集チーム構成員等の参集

緊急参集チーム構成員及びリエゾンは、内閣情報集約センターから参集連絡があり次第、官邸危機管理センターへ直ちに参集する。

（２）勤務時間外に発生した場合

（参集要員）

- ① 次の参集要員は、東京都 23 区内において震度 6 強以上の情報を覚知し次第、家族の状況を含めた安否確認メールを返信した上で、参集指示の連絡を待つことなく直ちに本省に参集する。

ア 省対策本部構成員（別紙 1）

イ 省対策本部幹事会構成員（別紙 2）

ウ 非常時優先業務を担当する課長及び非常時優先業務を遂行するために必要な庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）を担当する課長

エ ウの課長が指名する非常時優先業務を担当する職員及び管理事務を担当する職員

オ 安否確認担当職員

カ エ及びオの職員を補佐する者としてウの課長が指名する職員

- ② 参集時には交通に関する情報を収集し、公共交通機関が停止している場合は、徒歩や自転車による参集を行う。津波警報等の情報も収集し、道路や周辺の状況に注意する等、参集途上の安全確保に留意する。

また、参集後しばらく帰宅できない可能性があることも考慮して、可能な限り飲食物・衣類等を持参する。

- ③ 参集できない場合の判断は、以下の例を踏まえて各自で行う。なお、安否確認メールへの回答や課内等の職員への電話等により、参集ができないことについて伝達する。

（参集できない場合の例）

- ・職員、家族等が被災し、治療又は入院の必要があるとき。
- ・病気休暇、特別休暇、介護休暇又は育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
- ・職員の住居又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住居の復

- 旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難している場合。
- ・ 参集途上において、救命活動に参加する必要が生じたとき。
 - ・ 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離がおおむね 20km 以上のとき。

- ④ また、非常時優先業務等のうち、テレワークで対応可能な業務を実施する者においては、参集を必須としないこととする。テレワークの実施に当たっては、通信環境や GSS 端末の確保、BYOD (Bring Your Own Device: 個人で保有している PC やスマートフォン等を業務で活用すること) の設定等、非常時でも業務が継続可能な環境が確保されていることが前提であることに留意する（近隣にサテライトオフィスや地方支分部局がある場合は、当該施設の利用も検討する。）。

（非参集要員）

- ① 非参集要員は、家族の状況を含めた安否確認メールを返信した上で、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機する。
- ② 本庁舎から 20km 圏内に居住する職員で、家族等の安否確認ができ、出勤に問題がない職員は、可能な限り出勤し、執務室の片づけ、非常時優先業務等の支援や通常業務を遂行する。
- ③ 本庁舎から 20km を超える場所に居住する職員は、公共交通機関の復旧状況を踏まえ出勤する。
- ④ なお、待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わる等、地域貢献及び地元自治体への協力に積極的に取り組む。

（３）勤務時間内に発生した場合

（全職員）

- ① 全職員は、可能な限り家族の安否を確認する。
- ② 家族の安否が確認できず、かつ、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合においては、上司の許可を得て帰宅し、家族の安否を確認する。

（参集要員）

- ① 在庁している職員で（２）①アからオまでの者は、本計画等の定めるところにより非常時優先業務等を行う（出張等のため在庁していない場合、（２）に準じて参集する。）。

家族と連絡が取れない場合には、業務遂行に支障がないよう非参集要員に安否確認を依頼する。

どうしても家族の安否が確認できず、かつ、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合においては、代替要員を確保し、上司の許可を得て帰宅する。

- ② （２）①エ及びオの者が出張等のため在庁していない場合、当該職員が参集するまでの間、（２）①カの者は、本計画等の定めるところにより非常時優先業務等を行う。

(非参集要員)

- ① 非参集要員は、帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上の混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、むやみに移動せずに庁舎内で待機する。(※)
- ② 電源等のリソース面で問題のない範囲内で、庁舎の復旧業務、非常時優先業務等の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援活動等に従事する。

※東京都帰宅困難者対策条例

(平成 24 年 3 月制定(条例第 17 号)、平成 25 年 4 月施行) 抜粋

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業者の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

(4) 代替施設への参集

大臣官房地方課災害総合対策室長(以下「災対室長」という。)は、大臣官房参事官(経理)からの連絡を踏まえ、第 4 の 5 により省対策本部を代替施設へ設置することが適当と判断した場合、その旨を大臣官房危機管理・政策立案総括審議官に報告する。

大臣官房危機管理・政策立案総括審議官は、省対策本部を代替施設に設置することが適当と判断した場合、第 4 の 5 により代替施設を指定する。

災対室は、(2) ①アからカまでの者に対して、安否確認等一斉連絡システムにより、大臣官房危機管理・政策立案総括審議官が指定する代替施設に参集するよう連絡する。

連絡を受けた(2) ①アからカの職員は、指定された代替施設に参集する。

4 非常時優先業務

首都直下地震が発生した場合、次の業務を優先的に実施する。

(1) 農林水産省緊急自然災害対策本部の設置

農林水産大臣からの省対策本部設置の指示を受けて、発生後速やかに第 1 回省対策本部会議を開催する。その際、被害状況、これに対してとられた措置の概要等の正確かつ迅速な情報提供等に努める。

(2) 被害状況の把握

公共土木施設及び農林水産業施設について、災害の発生後、速やかに被害状況を把握して二次災害の未然防止のための応急復旧を実施し、必要に応じ、土木技術者等を被災地へ派遣するとともに、食品産業関連事業者等の被害状況を把握する。

具体的な活動内容は、「表 1 被害状況の把握に係る活動」のとおりとする。

(3) 職員の派遣

必要に応じ、政府の緊急災害対策本部（以下「政府対策本部」という。）等事務局、被災地方公共団体等に職員を派遣する。

具体的な活動内容は、「表 2 職員の派遣に係る活動」のとおりとする。

(4) 応急用食料・物資の支援

応急用食料・物資を円滑に調達・供給するため、食料・物資支援チームを設置する等体制整備を図る。

具体的な活動内容は、「表 3 応急用食料・物資の支援に係る活動」のとおりとする。

(5) 漁業取締船等による応急用物資の輸送

必要に応じ、水産庁漁業取締船等による応急用物資の輸送が行い得るよう、水産庁漁業取締船等の緊急対応体制を整備する。

具体的な活動内容は、「表 4 漁業取締船等による応急用物資の輸送に係る活動」のとおりとする。

(6) 海外支援の受入れ

政府対策本部から、海外からの支援物資に係る情報を随時入手し、検疫担当部局等と情報を共有するとともに、必要に応じ、政府対策本部と調整を行う。

具体的な活動内容は、「表 5 海外支援の受入れに係る活動」のとおりとする。

(7) 災害救助犬の受入れ

災害救助犬の円滑な受入れを図るため、関係省庁（官邸（内閣官房）、外務省、総務省消防庁及び警察庁）との連絡体制を確保し、災害救助犬の受入れに関する動物検疫手続について情報提供を実施する。

具体的な活動内容は、「表 6 災害救助犬の受入れに係る活動」のとおりとする。

(8) 動物検疫・植物検疫の緊急的対応

海外からの支援物資としての植物や畜産物の円滑な受入れを図るため、その緊急性に鑑み、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう特段の配慮を実施する。

また、動物検疫所における動物の逃亡、病原体の拡散等の防止及び植物防疫所における病害虫の拡散等の防止を図る。

具体的な活動内容は、「表 7 動物検疫・植物検疫の緊急的対応に係る活動」のとおりとする。

(9) 災害復旧用木材等の調達・供給対策

被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給を要請する。

具体的な活動内容は、「表 8 災害復旧用木材等の調達・供給対策に係る活動」のとおりとする。

(10) 食品の需給・価格動向の把握

主要な食料等の価格が高騰するような状況が発生し、又は発生するおそれがある場合、地方農政局に対して、食料の需給・価格動向の情報収集を指示するとともに、食料価格動向調査の請負事業者に対し調査を指示する。

具体的な活動内容は、「表 9 食品の需給・価格動向の把握に係る活動」のとおりとする。

(11) 食品安全の危機管理対策

食品安全に係る緊急事態等の発生に備え、関係省庁及び省内関係部局と連絡体制を確保する。

具体的な活動内容は、「表 10 食品安全の危機管理対策に係る活動」のとおりとする。

(12) 食品表示規制の弾力的運用

被災地域における食品表示規制の弾力的運用が必要かどうかを検討し、必要と判断された場合、食品表示規制の弾力的運用を措置する。

具体的な活動内容は、「表 11 食品表示規制の弾力的運用に係る活動」のとおりとする。

(13) 国内の病虫害防除対策

病虫害の発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、発生予察事業の強化、防除機具の計画的使用、防除体制の整備等を行う。

具体的な活動内容は、「表 12 国内の病虫害防除対策に係る活動」のとおりとする。

(14) 国内の家畜衛生対策

家畜の伝染性疾病の発生予防とそのまん延防止のため、被災地域における立入検査、消毒等の防疫体制の整備等を行う。

具体的な活動内容は、「表 13 国内の家畜衛生対策に係る活動」のとおりとする。

表 1 被害状況の把握に係る活動

「被害状況に関する情報収集の徹底」に係る活動 【大臣官房地方課災害総合対策室】	「農地・農業用施設等の被害状況の把握と応急対策」に係る活動 【農村振興局設計課施工企画調整室、水資源課、地域整備課、防災課防災・減災対策室及び災害対策室】	【林道、林地荒廃、森林等、公共土木施設等の被害状況の把握と応急対策」に係る活動 【林野庁治山課山地災害対策室、整備課、木材産業課及び業務課】
	【発災直後】 ☐ 農村振興局水資源課（以下「水資源課」という。）、農村振興局地域整備課（以下「地域整備課」という。）及び農村振興局防災課防災・減災対策室（以下「防災・減災対策室」という。）は、地方農政局を通じ、関係都県等に対して、①農業用ダム、防災重点農業用ため池、農業集落排水施設及び営農飲雑用水施設の緊急点検の速やかな実施並びに②点検結果及び被害が発生した場合の対応方策・対応状況の報告を依頼する。 ☐ 農村振興局防災課災害対策室（以下「災害対策室」という。）は、地方農政局を通じ関係都県に対して、①農地・農業用施設等の被害状況の速やかな把握及び②被害が発生した場合の対応方策・対応状況の報告を依頼する。 【30分以内】 ☐ 災対室は、官邸危機管理センターにリエゾンを派遣する。 【1時間以内】 ☐ 防災・減災対策室は、水資源課及び地方農政局から農業用ダムの概略被災状況を聞き取り、農村振興局幹部及び災対室へ報告する。また、災害対策室は、農地・農業用施設等の被害に関する速報について関係各課及び地方農政局からの報告を受け、災害速報を作成し、農村振興局幹部及び災対室へ報告する（以降、関係各課及び地方農政局からの報告に応じて、災害速報を更新し、適宜農村振興局幹部及び災対室へ報告する。）。 ☐ 農村振興局設計課施工企画調整室（以下「施工室」という。）は、災害対策室及び地方農政局を通じて被害状況を把握するとともに、被災地に対する災害応急用ポンプ、ポンプ車等の土地改良機械（以下この表において「機械」という。）の貸付けの必要性について情報収集を行う。 ☐ 施工室は、地方農政局に対し、被害状況や要請に応じて速やかに機械の貸付準備を開始できるよう、体制整備を依頼する。 【3時間以内】 ☐ 防災・減災対策室は、水資源課及び地方農政局から農業用ダムの一次点検結果を聞き取り、農村振興局幹部及び災対室へ報告する。 ☐ 水資源課、防災・減災対策室及び地方農政局は、農業用ダム及び防災重点農業用ため池に被害が確認され、第三者への危険が予想される場合は、農業用ダム及び防災重点農業用ため池の管理者が関係都県、市町村等と協力の上、被害が想定される区域の避難誘導、通行止等の安全対策を行うよう、都県等と連絡・調整する。 この際、ハザードマップ等の活用を図る。 ☐ 災害対策室は、関係各課及び地方農政局に対して、MAFF-SAT による被災市町村等への現地調査等に対応できる体制をとることを依頼するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門（以下「農研機構農村工学研究部門」という。）等に対して現地調査への支援に対応できる体制をとることを依頼する。 ☐ 施工室は、地方農政局を通じて関係機関から、災害応急対策及び二次被害防止に必要な機械、現場条件等の情報を収集するとともに、地方農政局土地改良技術事務所における貸付可能な機械の規格及び台数を確認する。 【12時間以内】 ☐ 水資源課、防災・減災対策室及び災害対策室は、地方農政局から報告された被害状況を分析するとともに、被害への対応方策等を把握し、これらを踏まえて、①緊急放流等による二次災害防止及び②土の溜り、ブルーシート掛け等の応急対策について関係各課及び地方農政局と協議・調整する。 また、その結果について、地方農政局を通じ、都県に伝えるとともに、都県での対応が困難な場合等、必要に応じ支援する。 ☐ 災害対策室は、地方農政局からの要請又は必要に応じ、地方農政局に対し MAFF-SAT として職員の緊急派遣調査の参加又は農研機構農村工学研究部門等に対して緊急派遣調査への支援を要請する。 ☐ 施工室は、災害対策室及び地方農政局を通じて、現地の詳細な被災状況に関する情報収集を行い、必要に応じ、地方農政局に対して、初動対応として被災地へ搬送する機械の規格及び台数を選定し、機械搬送業務に着手するよう依頼する。 【1日以内】 ☐ 防災・減災対策室は、水資源課、地域整備課及び地方農政局から聞き取った農業用ダムの二次点検結果並びに防災重点農業用ため池、農業集落排水施設及び営農飲雑用水施設の点検結果について、農村振興局幹部及び災対室へ報告する。 ☐ 水資源課、防災・減災対策室及び災害対策室は、引き続き被害状況の分析等を踏まえて、二次災害防止及び応急対応について関係各課及び地方農政局と協議・調整を行い、その結果を地方農政局を通じ、都県に伝えるとともに、必要に応じ支援する。 また、災害対策室は、引き続き地方農政局からの要請又は必要に応じ、地方農政局に対し MAFF-SAT として職員の緊急派遣調査への参加又は農研機構農村工学研究部門等に対して緊急派遣調査への支援を要請する。 ☐ 地域整備課は、地方農政局経由で関係機関から、農業集落排水施設及び営農飲雑用水施設の被害状況に関する情報を収集するとともに、必要に応じ支援する。 【2日以内】 ☐ 施工室は、機械の貸付要請等の状況を踏まえ、追加的な排水や用水確保のための支援について、地方農政局と協議・調整する。 ☐ 施工室は、機械の貸付可能台数等について地方農政局と調整の上、公表を行う。 【3日目以降】 ☐ 施工室は、機械の貸付け等による排水や用水確保のための	【発災直後】 ☐ 林野庁森林整備部治山課山地災害対策室（以下「山地災害対策室」という。）、林野庁森林整備部整備課（以下「整備課」という。）は、関係都県に対して電話又はメールで確認する等により林野関係被害状況の把握を行う。 ☐ 林野庁国有林野部業務課（以下「業務課」という。）は、森林管理局へ、国有林野関係被害情報の収集を行う。 【1時間以内】 ☐ 山地災害対策室は、関係課等と連携して、関係都県に対して電話又はメールにより確認する等により林野関係被害状況の把握を行い適宜林野庁幹部等及び災対室へ報告する。 ☐ 業務課は、森林管理局へ、国有林野関係被害情報の収集及び取りまとめを行い適宜林野庁幹部等へ報告する。 【3時間以内】 ☐ 山地災害対策室、整備課及び林野庁木材産業課（以下「木材産業課」という。）は、関係都県に対して、被害状況の報告を依頼し、把握する。 また、山地災害対策室は、被害情報をとりまとめの上、災対室に報告する。（以降、関係各課・関係都県からの報告に応じて被害情報を更新し、林野庁幹部等及び災対室へ報告する） ☐ 業務課は、国有林野関係被害情報の収集及び取りまとめを行い、被害状況を適宜、山地災害対策室へ報告を行う。 ☐ 業務課は、森林管理局へ、国有林内で事業を行う事業実施者（受注者）との連絡体制を確保し、発注者として安全及び山地災害の有無を確認するよう指示する。 ☐ 山地災害対策室は、政府調査団が派遣される場合には、関係課と相談して対応者を選定し、災対室に報告する。 【12時間以内】 ☐ 山地災害対策室及び整備課は、関係部局等からの提出資料や状況聴取により、被害状況、二次災害防止等のための応急復旧等を中心とした対応方策等を取りまとめる。 ☐ 業務課は、森林管理局及び関係部局からの提出資料や状況聴取により、被害状況、二次災害防止等のための応急復旧等を中心とした対応方策等を取りまとめる。 【1日以内】 ☐ 山地災害対策室は、被災状況に応じ、林野庁担当官及び森林管理局職員の派遣を検討・調整する。また、随時被害情報を更新し、災対室に報告する。 ☐ 山地災害対策室及び整備課は、関係都県からの要請、政府調査団として派遣された者からの連絡等を踏まえ、MAFF-SAT として森林土木技術者の派遣について検討するとともに、関係各課と調整を行う。また、必要に応じ、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等と連携し、専門家の派遣を検討する。 ☐ 業務課は、森林管理局と連絡調整の上、ヘリコプター等による概況調査を行い、必要に応じ、地方公共団体等へ情報提供する。

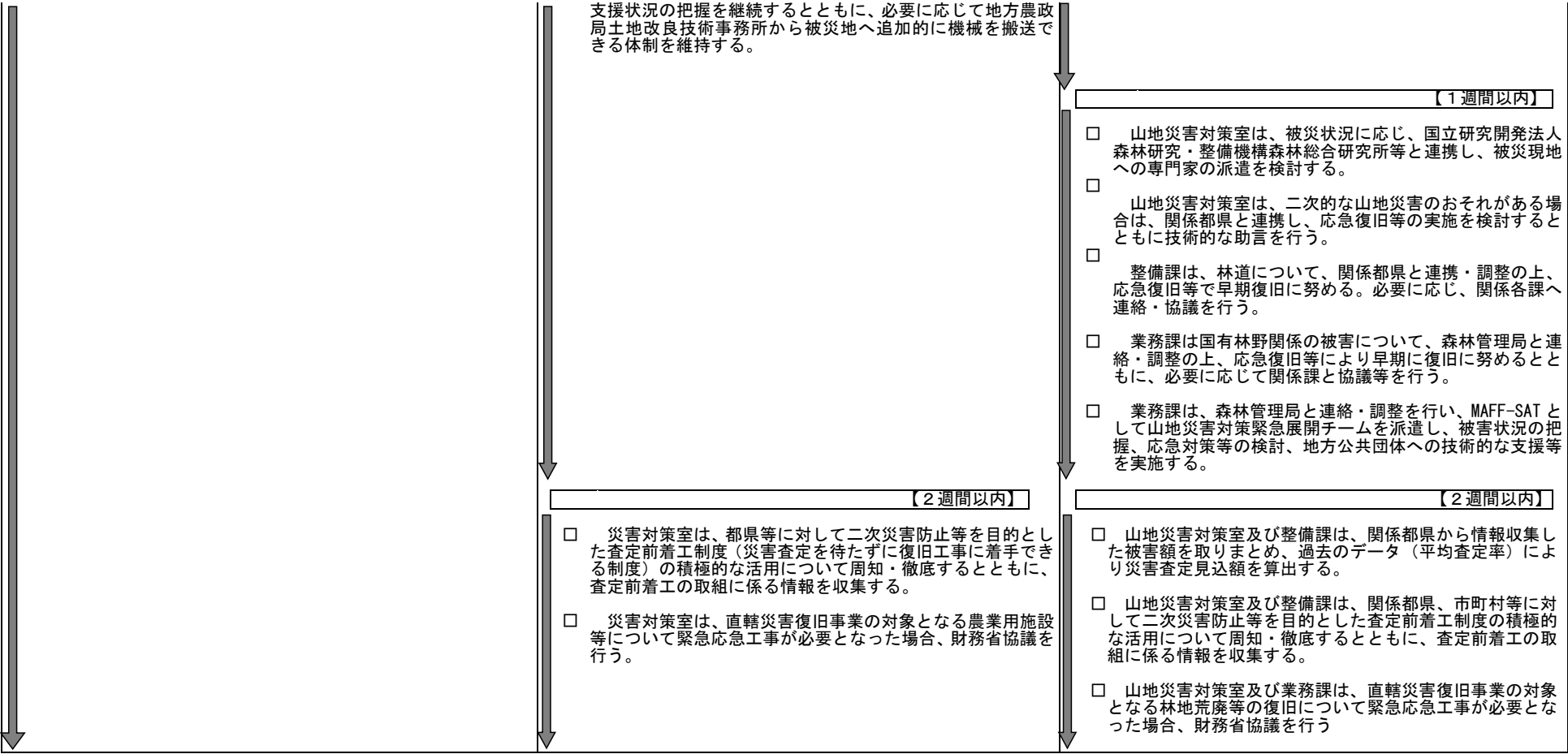


表 1 被害状況の把握に係る活動

「漁港関係施設の被害状況の把握と応急対策」に係る活動 【水産庁防災漁村課水産施設災害対策室】	「食品産業関連事業者、卸売市場施設等の被害状況の把握」に係る活動 【大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課商品取引室、食品流通課、食品製造課及び外食・食文化課】
【3時間以内】 □ 水産庁防災漁村課水産施設災害対策室（以下「水産施設災害対策室」という。）は、関係都県等へ連絡し、漁港関係施設（漁港、海岸等）の被害状況の把握と報告について依頼するとともに、関係都県等と連携し、漁港関係施設の被害情報の収集・取りまとめを行う。 □ 大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、水産関係（漁船、養殖施設等）の被害状況の的確な把握及び迅速な対策の樹立のため、水産施設災害対策室が事務局となり、水産庁災害情報連絡会議を開催するとともに、水産関係被害等を取りまとめ、漁政課を経由して災対室へ報告する。 □ 政府調査団が派遣される場合には、関係課と相談して対応者を選定し、災対室に報告する。 □ 水産施設災害対策室は、取りまとめた被害情報等については漁港漁場整備部長に報告するとともに、被害の状況に応じて水産庁長官及び次長へ直接報告する。	【3時間以内】 □ 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（以下「食品製造課」という。）は、関係団体や地方農政局を通じ、食品製造事業者等の被害状況について情報収集するとともに、大臣官房新事業・食品産業部食品流通課（以下「食品流通課」という。）及び大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（以下「外食・食文化課」という。）に対して卸売市場施設、食品産業関連事業者等の被害状況の収集及び報告を依頼する。 □ 外食・食文化課は、関係団体や地方農政局を通じ、外食産業事業者等の被害状況について情報収集する。 □ 食品流通課は、関係団体や地方農政局を通じ、食品小売事業者、加工食品卸売事業者、卸売市場等の被害状況について情報収集する。 □ 大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課商品取引室（以下「商品取引室」という。）は、商品取引所及び商品取引清算機関に連絡を取り、被害状況を確認し、部内関係者に報告する。 取引業務、清算業務等に支障が生じている場合は、取引の中断あるいは停止等の対応について経済産業省と相談の上、必要な指導・助言を行う（商品取引清算機関については、必要に応じ金融庁とも相談する。）。
【12時間以内】 □ 水産施設災害対策室は、関係都県等と連携し、引き続き漁港関係施設の被害情報の収集・取りまとめを行う。 □ 水産施設災害対策室は、関係都県等からの被害報告や応急対策に係る要請を踏まえ、漁業活動に支障が生じている等、必要性が認められる場合、応急対策について適切に対応する。 □ 水産施設災害対策室は、水産関係被害及び水産庁内の関係課における対応状況については、引き続き水産庁災害情報連絡会議において取りまとめ、漁政課を経由して災対室へ報告する。 □ 水産施設災害対策室は、取りまとめた被害情報等については漁港漁場整備部長に報告するとともに、被害の状況に応じて水産庁長官及び次長へ直接報告する。	【12時間以内】 □ 食品流通課及び外食・食文化課は、関係団体や地方農政局から被害報告があった場合、取りまとめの上、食品製造課へ報告する。 □ 食品製造課は、関係団体や地方農政局から報告された食品産業関連事業者の被害状況並びに食品流通課及び外食・食文化課から報告された被害状況を取りまとめの上、災対室へ報告する。また、関係団体や関係課から得た情報について、部内各課及び地方農政局と共有する。 □ 商品取引室は、商品取引所及び商品取引清算機関において、取引業務、清算業務等に支障が生じている場合は、引き続き経済産業省と相談の上、必要な指導・助言を行う（商品取引清算機関については、必要に応じ金融庁とも相談する。）。また、具体的な被害状況、復旧対応状況、復旧見込時期、取引参加者への周知状況等を調査し、部内関係者に報告する。
【1日以内】 □ 水産施設災害対策室は、関係都県等と連携し、引き続き漁港関係施設の被害情報の収集・取りまとめを行う。 □ 水産施設災害対策室は、漁港関係施設の応急対策について、引き続き適切に対応する。特に、関係都県等の体制が整い、災害担当官の派遣の必要性が認められる場合、MAFF-SAT による災害担当官を現地へ派遣し、被害状況の把握や技術的支援を行う。なお、派遣時期については関係都県等と協議して決定する。 □ 発災直後に災害担当官を派遣した場合、その報告を踏まえ、専門的見地からの技術的支援が必要な場合には、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所と連携し、専門家派遣について検討・調整する。 □ 水産施設災害対策室は、水産関係被害及び水産庁内の関係課における対応状況について、引き続き水産庁災害情報連絡会議において取りまとめ、漁政課を経由して災対室へ報告する。 □ 水産施設災害対策室は、取りまとめた被害情報等については漁港漁場整備部長に報告するとともに、被害の状況に応じて水産庁長官及び次長へ直接報告する。	【1日以内】 □ 食品流通課及び外食・食文化課は、引き続き情報収集を行い、関係団体や地方農政局から被害報告があった場合、取りまとめの上、食品製造課へ報告する。 □ 食品製造課は、関係団体や地方農政局から報告された食品産業関連事業者等の被害状況並びに食品流通課及び外食・食文化課から報告された被害状況を取りまとめの上、災対室へ報告する。また、関係団体や関係課から得た情報について、部内各課及び地方農政局と共有する。 □ 商品取引室は、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引協会及び委託者保護基金（以下「商品取引所等」という。）において、取引業務、清算業務等に支障が生じている場合は、引き続き経済産業省と相談の上、必要な指導・助言を行う（商品取引清算機関については、必要に応じ金融庁とも相談する。）。また、具体的な被害状況、復旧対応状況、復旧見込時期、取引参加者への周知状況等を調査し、部内関係者に報告する。
【1週間以内】 □ 水産施設災害対策室は、関係都県等と連携し、引き続き漁港関係施設の被害情報の収集・取りまとめを行う。 □ 水産施設災害対策室は、漁港関係施設の応急対策について、引き続き適切に対応する。また、関係都県等に対して二次災害防止等を目的とした査定前着工制度の積極的な活用について周知・徹底するとともに、査定前着工の取組に係る情報を収集する。 □ 水産施設災害対策室は、水産関係被害及び水産庁内の関係課における対応状況について、引き続き水産庁災害情報連絡会議において取りまとめ、漁政課を経由して災対室へ報告する。 □ 水産施設災害対策室は、取りまとめた被害情報等については漁港漁場整備部長に報告するとともに、被害の状況に応じて水産庁長官及び次長へ直接報告する。	【2日目以降】 □ 食品流通課及び外食・食文化課は、引き続き情報収集を行い、関係団体や地方農政局から被害報告があった場合、取りまとめの上、食品製造課へ報告する。 □ 食品製造課は、引き続き関係団体や地方農政局から報告された食品産業関連事業者等の被害状況並びに食品流通課及び外食・食文化課から報告された被害状況を取りまとめの上、災対室へ報告する。また、関係団体や関係課から得た情報について、部内各課及び地方農政局と共有する。 □ 商品取引室は、商品取引所等において、取引業務、清算業務等に支障が継続している場合は、引き続き経済産業省と相談の上、必要な指導・助言を行う（商品取引清算機関については、必要に応じ金融庁とも相談する。）。また、更に詳細な被害状況等を調査し、部内関係者に報告する。

表3 応急用食料・物資の支援に係る活動

「食料・物資支援チーム事務局の設置と運営」に係る活動 【大臣官房新事業・食品産業部食品製造課】	「飲食料品（おにぎり、弁当、パン、カップめん、缶詰、レトルト食品、飲料水（ペットボトル）等）の調達・供給」に係る活動 【大臣官房新事業・食品産業部食品流通課、食品製造課及び外食・食文化課】
【3時間以内】 - 食品製造課は、応急用食料・物資の支援要請に対応するため、食料・物資担当原課に対して、支援体制の確立、関係団体、企業等の被害状況の確認、応急用食料・物資の品目ごとの供給可能数量等、必要な情報を把握するよう指示する。 - 食料・物資支援チーム長（大臣官房総括審議官（新事業・食品産業））は、政府対策本部が設置され、事業対処部門物資調達・輸送班（C4）が設置された場合、又は省対策本部会議において食料・物資支援チーム設置の指示があった場合、食料・物資支援チーム員を招集し、食料・物資支援チーム会議において、応急用食料・物資の供給業務の開始を指示する。 - 食料・物資支援チーム事務局は、必要機器等を整備し、事務局を食料・物資支援チーム長が指示する場所に設置する。	【発生直後】 食品流通課、食品製造課及び外食・食文化課は、応急用食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、電話等で被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性があることを伝え、供給可能な食料の品目、数量及び供給可能時期について確認する。確認した内容は、随時供給可能リストに記載する。 また、今後の連絡手段について確認する。
【12時間以内】 - 食料・物資支援チーム事務局は、食料・物資担当原課が作成した応急用食料・物資の品目ごとの供給可能量リスト等を取りまとめる。 - 食料・物資支援チーム事務局は、政府対策本部と連絡・調整を行い、応急用食料・物資の支援方法（プッシュ型又はプル型）、被災自治体等からの要請状況、広域物資輸送輸送拠点等を把握する。 - 食料・物資支援チーム事務局は、応急用食料・物資の調達を次の手順により開始する。 ① 政府対策本部からの指示に基づき、プッシュ型又はプル型による応急用食料・物資の調達を食料・物資担当原課に指示する。 【プッシュ型支援の場合】 政府対策本部から、応急用食料・物資の調達に係る指示があった場合、食料・物資担当原課に対して、直ちにあらかじめ定めるプッシュ型メニューにより、必要な量の応急用食料・物資を関係団体、企業等から調達するよう指示する。なお、要請を満たすことができる関係団体、企業等がない場合、食料・物資支援チーム事務局は品目を見直し、代替品を調達する。 【プル型支援の場合】 政府対策本部から、被災都県の応急用食料・物資の指示があった場合、食料・物資担当原課に対して、要請された量の応急用食料・物資を関係団体、企業等から調達するよう指示する。なお、要請を満たすことができる関係団体、企業等がない場合、食料・物資支援チーム事務局は品目を見直し、代替品を調達する。 ② 食料・物資支援チーム事務局は被災都県の広域物資輸送拠点を食料・物資担当原課に連絡する。 ③ 食料・物資支援チーム事務局は、食品・物資メーカーの輸送状況（自家輸送可否）に応じて、自家輸送又は出荷要請をする応急用食料・物資について、政府対策本部及び関係団体、企業等との間で必要な連絡体制を整備し、被災地へ供給する。 【自家輸送（備車含む）する場合】 食品・物資メーカーは被災都県の広域物資輸送拠点等で食料等を輸送する 【自家輸送できない場合】 食品・物資メーカーは政府対策本部が調達した輸送業者に食料等を引き渡す ④ 食料・物資支援チーム事務局は食料・物資担当原課から、応急用食料・物資の調達状況（調達先、品目、数量等）を物資調整シートで報告させ、これを精査した上で、物資調達・輸送調整等支援システムに入力し、政府対策本部及び現地対策本部に速やかに報告する。 ⑤ 食料・物資支援チーム事務局は政府対策本部に報告した応急用食料・物資について、政府対策本部が調達した輸送業者の輸送情報についての連絡があった場合、食料・物資担当原課にその輸送情報を連絡する。 ⑥ 食料・物資支援チーム事務局から食品・物資メーカーの食料・物資の出荷報告や自家輸送の場合の輸送車両情報及び広域物資輸送拠点到着予定日時等を、直ちに報告してもらうよう食料・物資担当原課に指示する。 ⑦ 食料・物資支援チーム事務局は食料・物資担当原課からの報告を取りまとめ、政府災害対策本部及び現地対策本部に品目、数量、輸送車両、物資到着予定日時等を報告する。 （政府対策本部から応急用食料・物資の調達要請があった場合には、関係機関との連携の下に、避難所等、ニーズや物資の配送・到着状況等の情報を国及び都道府県で共有できるシステム（物資調達・輸送調整等支援システム）を活用する）	【食料支援の要請後、6時間以内】 - 食品流通課、食品製造課及び外食・食文化課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。 - 食品流通課、食品製造課及び外食・食文化課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の飲食用食料品を調達できる供給団体等を決定し、供給団体等より取得した供給情報、集荷先情報を食料・物資支援チーム事務局に報告する。 - 食品流通課、食品製造課及び外食・食文化課は、必要な量の飲食用食料品を調達可能な供給団体等が見つかるまで、引き続き探したすことに努める。 - 食品流通課、食品製造課及び外食・食文化課は、食料・物資支援チーム事務局からの調達依頼や輸送担当省庁からの輸送情報の連絡に基づき供給団体等に連絡し、①輸送方法に従い、指定の場所まで搬送する、②出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報を報告することを要請する。 - 食品流通課、食品製造課及び外食・食文化課は、供給団体等から出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報の連絡があった場合は、食料・物資支援チーム事務局に報告する。

「精米等の調達・供給」に係る活動 【農産局穀物課】	「政府備蓄米の供給」に係る活動 【農産局貿易業務課】	「野菜ジュースの調達・供給」に係る活動 【農産局園芸作物課】
【発生直後】 □ 農産局穀物課（以下「穀物課」という。）は、応急食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、電話等で被災状況を確認するとともに、今後、応急食料・物資調達の要請の可能性があると伝え、供給可能な食料の品目、数量及び供給可能時期について確認する。確認した内容は、随時供給可能リストに記載する。 また、今後の連絡手段について確認する。	【発生直後】 □ 農産局貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）は、農産局企画課（以下「企画課」という。）、穀物課及び受託事業体との連絡体制を確立する。 また、政府備蓄米の要請に備え、供給可能量を把握するとともに、供給手段等を検討する。	【発生直後】 □ 農産局園芸作物課（以下「園芸作物課」という。）は、応急食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、電話等で被災状況を確認するとともに、今後、応急食料・物資調達の要請の可能性があると伝え、供給可能な食料の品目、数量及び供給可能時期について確認する。確認した内容は、随時供給可能リストに記載する。 また、今後の連絡手段について確認する。
【食料支援の要請後、6時間以内】 □ 穀物課は、担当する応急食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局	【食料支援の要請後、6時間以内】 □ 貿易業務課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示（品目及び数量）に基づき、政府備蓄米の年産や在庫地等	【食料支援の要請後、6時間以内】 □ 園芸作物課は、担当する応急食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム

へ報告する。 □ 穀物課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の精米、包装米飯等を調達できる供給団体等を決定し、供給団体等より取得した供給情報及び集荷先情報を食料・物資支援チーム事務局に報告する。 □ 穀物課は、必要な量の精米、包装米飯等を調達可能な供給団体等が見つかるまで、引き続き探しだすことに努める。 □ 穀物課は、食料・物資支援チーム事務局からの調達依頼や輸送担当省庁からの輸送情報の連絡に基づき供給団体等に連絡し、①輸送方法に従い、指定の場所まで搬送する。②出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報を報告することを要請する。 □ 穀物課は、供給団体等から出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報の連絡があった場合は、食料・物資支援チーム事務局に報告する。	を企画課と調整の上、必要な量の政府備蓄米の供給情報及び集荷先情報を食料・物資支援チーム事務局へ報告する。 なお、都県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）から、米穀の買入・販売等に関する基本要領に基づく供給要請が直接あった場合には、その要請を踏まえ、数量、集積場所等を正確に把握し、政府備蓄米の年産や在庫地等を企画課と調整の上、受託事業体に出荷の指示を行うとともに、その旨、食料・物資支援チーム事務局に報告する。 □ 貿易業務課は、食料・物資支援チーム事務局からの調達依頼や輸送担当省庁からの輸送情報の連絡に基づき受託事業体に連絡し、①輸送方法に従い、指定の場所まで搬送する、②出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報を報告することを要請する。 □ 貿易業務課は、受託事業体から出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報の連絡があった場合は、食料・物資支援チーム事務局に報告する。	務局へ報告する。 □ 園芸作物課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の野菜ジュース等を調達できる食品メーカー等を供給団体と調整の上決定し、供給団体より取得した供給情報及び集荷先情報を食料・物資支援チーム事務局に報告する。 □ 園芸作物課は、必要な量の野菜ジュースを調達可能な食品メーカー等が見つかるまで、引き続き探しだすことに努める。 □ 園芸作物課は、食料・物資支援チーム事務局からの調達依頼や輸送担当省庁からの輸送情報の連絡に基づき供給団体を通じ食品メーカー等に連絡し、①輸送方法に従い、指定の場所まで搬送する。②出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報を報告することを要請する。 □ 園芸作物課は、供給団体から出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報の連絡があった場合は、食料・物資支援チーム事務局に報告する。
---	---	--

表3 応急用食料・物資の支援に係る活動

「砂糖の調達・供給」に係る活動 【農産局地域作物課】	「乳児用粉ミルク及び液体ミルクの調達・供給」に係る活動 【畜産局牛乳乳製品課】	「水産加工品（缶詰及びレトルト）の調達・供給」に係る活動 【水産庁加工流通課】
【発生直後】 □ 農産局地域作物課（以下「地域作物課」という。）は、応急用食料・物資調達先の関係団体、企業等に対して、電話等で被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性があることを伝え、供給可能な食料の品目、数量及び供給可能時期について確認する。確認した内容は、随時供給可能リストに記載する。 また、今後の連絡手段について確認する。	【発生直後】 □ 畜産局牛乳乳製品課（以下「牛乳乳製品課」という。）は、（一社）日本乳業協会を通じ、乳児用粉ミルク及び液体ミルクの製造事業者（以下「製造事業者」という。）に対して、電話等で被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性があることを伝え、供給可能な食料の品目、数量及び供給可能時期について確認する。確認した内容は、随時供給可能リストに記載する。 また、今後の連絡手段について確認する。	【発生直後】 □ 水産庁加工流通課（以下「加工流通課」という。）は、水産加工品（缶詰及びレトルト）の応急用食料の調達先である供給団体に対して、電話等で被災状況を確認するとともに、今後、応急用食料・物資調達の要請の可能性があることを伝え、供給可能な食料の品目、数量及び供給可能時期について確認する。確認した内容は、随時供給可能リストに記載する。 また、今後の連絡手段について確認する。
【食料支援の要請後、6時間以内】 □ 地域作物課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。 □ 地域作物課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の砂糖を調達できる供給団体等を決定し、供給団体等より取得した供給情報及び集荷先情報を食料・物資支援チーム事務局に報告する。 □ 地域作物課は、必要な量の砂糖を調達可能な供給団体等が見つかるまで、引き続き探しだすことに努める。 □ 地域作物課は、食料・物資支援チーム事務局からの調達依頼や輸送担当省庁からの輸送情報の連絡に基づき供給団体等に連絡し、①輸送方法に従い、指定の場所まで搬送する、②出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報を報告することを要請する。 □ 地域作物課は、供給団体等から出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報の連絡があった場合は、食料・物資支援チーム事務局に報告する。	【食料支援の要請後、6時間以内】 □ 牛乳乳製品課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。 □ 牛乳乳製品課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、（一社）日本乳業協会とともに、必要な量の乳児用粉ミルク及び液体ミルクを調達できる製造事業者を決定し、製造事業者より取得した供給情報及び集荷先情報を食料・物資支援チーム事務局に報告する。 □ 牛乳乳製品課は、必要な量の乳児用粉ミルク及び液体ミルクを調達可能な製造事業者が見つかるまで、引き続き探しだすことに努める。 □ 牛乳乳製品課は、食料・物資支援チーム事務局からの調達依頼や輸送担当省庁からの輸送情報の連絡に基づき、（一社）日本乳業協会を通じ製造事業者に連絡し、①輸送方法に従い、指定の場所まで搬送する、②出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報を報告することを要請する。 □ 牛乳乳製品課は、（一社）日本乳業協会を通じ製造事業者から出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報の連絡があった場合は、食料・物資支援チーム事務局に報告する。	【食料支援の要請後、6時間以内】 □ 加工流通課は、担当する応急用食料・物資の品目ごとに供給可能リスト等を取りまとめの上、食料・物資支援チーム事務局へ報告する。 □ 加工流通課は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の水産加工品（缶詰及びレトルト）を調達できる供給団体等を決定し、供給団体等より取得した供給情報及び集荷先情報を食料・物資支援チーム事務局に報告する。 □ 加工流通課は、必要な量の水産加工品（缶詰及びレトルト）を調達可能な供給団体等が見つかるまで、引き続き探しだすことに努める。 □ 加工流通課は、食料・物資支援チーム事務局からの調達依頼や輸送担当省庁からの輸送情報の連絡に基づき供給団体等に連絡し、①輸送方法に従い、指定の場所まで搬送する、②出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報を報告することを要請する。 □ 加工流通課は、供給団体等から出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報の連絡があった場合は、食料・物資支援チーム事務局に報告する。

「木炭、練炭、薪等の調達・供給」に係る活動 【林野庁経営課特用林産対策室】
【3時間以内】 □ 林野庁経営課特用林産対策室（以下「特用林産対策室」という。）は、都県並びに木炭、練炭、薪、コンロ及び薪ストーブ（以下「木炭等」という。）の関係団体から、木炭等に係る被災状況等の情報を収集する。
【12時間以内】 □ 特用林産対策室は、木炭等の安定供給、支援物資の調達・供給に係る協力等について、被災していない地域の関係団体等に準備を要請し、木炭等の物資メーカー別に最新の供給可能量リストを作成する。
【物資支援の要請後、6時間以内】 □ 特用林産対策室は、食料・物資支援チーム事務局からの指示に基づき、必要な量の木炭等を調達できる供給団体等を決定し、供給団体等より取得した供給情報及び集荷先情報を食料・物資支援チーム事務局に報告する。 □ 特用林産対策室は、必要な量の木炭等を調達可能な供給団体等が見つかるまで、引き続き探しだすことに努める。 □ 特用林産対策室は、食料・物資支援チーム事務局からの調達依頼や輸送担当省庁からの輸送情報の連絡に基づき供給団体等に連絡し、①輸送方法に従い、指定の場所まで搬送する、②出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報を報告することを要請する。 □ 特用林産対策室は、供給団体等から出庫予定日時、出庫日時等の供給情報や自家輸送の場合の輸送情報の連絡があった場合は、食料・物資支援チーム事務局に報告する。

表4 漁業取締船等による応急用物資の輸送に係る活動

「漁業取締船等による応急用物資の輸送」に係る活動
【水産庁漁政課船舶管理室及び漁業取締課】

【3時間以内】

- ☐ 水産庁漁政課船舶管理室（以下「船舶管理室」という。）及び水産庁漁業取締課（以下「漁業取締課」という。）は、漁業取締船等の被害状況及び乗組員の安否を確認する。
- ☐ 船舶管理室及び漁業取締課は、運航可能な漁業取締船等（係留中は除く）に対して、入港する港湾及び漁港を指示する。
- ☐ 船舶管理室及び漁業取締課は、水産庁内に設置された緊急事態対策本部（構成員：水産庁長官、次長、漁政部長、漁政課長、漁場資源課長、船舶管理室長及び漁業取締課長。以下「水産庁緊急本部」という。）において、船舶及び船員の状況並びに応急食料・物資の輸送可能な船舶の有無を報告し、緊急対応等に係る指示を受ける。
- ☐ 船舶管理室及び漁業取締課は、船舶が応急用食料・物資の輸送に必要な燃料及び食料等船用物資の確保を図るとともに、船舶に対しては緊急対応体制の設置を指示する。
- ☐ 船舶管理室及び漁業取締課は、水産庁緊急本部を通じて対応可能な船舶を災対室に報告するとともに、各船舶に対して待機を指示する。

【12時間以内】

- ☐ 船舶管理室及び漁業取締課は、船舶の運航（係留）状況、応急業務に要する船用物資の確保状況等を随時把握する。
- ☐ 災対室を通じて応急用物資の調達状況を確認する。
- ☐ 船舶の対応体制については、随時、水産庁緊急本部へ報告する。

【1日以内】

- ☐ 船舶管理室及び漁業取締課は、輸送物資の数量、重量、内容等を確認後、船舶への積込手段等を確保し、船舶に指示する。
- ☐ 船舶管理室及び漁業取締課は、出港日時、物資の輸送航路及び供給方法等を船長と協議するとともに、積出地の港湾状況や受人態勢等の情報を随時船長に提供する。
- ☐ 船長は、被災地において応急用物資の積出をした場合、受渡日時・場所、物資内容、相手先等を水産庁緊急本部に連絡する。
- ☐ 船舶管理室及び漁業取締課は、応急用物資の輸送・受渡状況等を取りまとめ、水産庁緊急本部へ随時報告する。
- ☐ 船舶管理室及び漁業取締課は、政府対策本部等から要請があった場合、被災者の捜索活動等を行う船舶を選定し、被災海域へ派遣する。

表5 海外支援の受入れに係る活動

「海外支援の受入れ」に係る活動 【大臣官房地方課災害総合対策室】	
【発生直後から随時】	
□	災対室は、政府対策本部事務局、消費・安全局等の窓口との連絡体制を確認する。
□	災対室は、政府対策本部事務局から諸外国・地域の支援に関する情報を随時入手し、消費・安全局に共有する。消費・安全局において検査上の観点から、支援の受入れが問題ないと判断された場合には、食料・物資支援チーム事務局に支援に関する情報を共有するとともに、政府対策本部事務局に報告する。一方、検査上の問題があると判断された場合には、当該支援の受入れができないことについて、政府対策本部事務局に報告する。なお、検査上の観点以外にも、被災自治体における物資の需要の観点からも問題がないか確認を行う場合があることに留意する。
□	災対室は、政府対策本部事務局から、農林水産省所管物資の支援の受入れに関する問合せがあった場合にも上記と同様の調整を行う。
□	諸外国・地域からの支援の受入れについては、外務省が窓口となるため、諸外国・地域から農林水産省に問合せがあった場合には、災対室は、外務省と連絡を取ってもらうよう取り計らう。

表6 災害救助犬の受入れに係る活動

「災害救助犬の受入れ」に係る活動 【消費・安全局動物衛生課】	
【3時間以内】	
□	消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）は、動物検疫所との連絡体制を確保し、当面の検査対応状況（災害救助犬の受入れ体制）を確認する。
□	動物衛生課は、災対室を窓口とした関係省庁（官邸（内閣官房）、外務省、総務省、消防庁及び警察庁）との連絡体制を確保し、災害救助犬の受入れに関する動物検疫手続について情報提供を開始する。
□	動物衛生課は、関係省庁及び在京大使館より、海外からの災害救助犬の受入れについて照会があった場合、動物検疫手続に関して説明した上で、受入れの可否について直接回答し、災対室へ報告する。 受け入れる場合、入港予定地や予定日等の情報を収集し、動物検疫所に対して情報提供を行うとともに調整を図る（「係留中の災害救助犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領」に基づく輸入検疫を実施。）。
□	動物衛生課は、災害救助犬の帰国のための手続等についての情報の収集、整理等を実施する。

表 9 食品の需給・価格動向の把握に係る活動

「食品の需給・価格動向の把握」に係る活動 【大臣官房政策課】
【3日以内】 大臣官房政策課食料安全保障室（以下「食料安全保障室」という。）は、地方農政局に対し、地震発生後の食品の需給・価格動向等の情報を収集し、速やかに報告するよう指示する。 食料安全保障室は、必要に応じて、食品価格動向調査の受注事業者に対し、緊急の巡回調査を実施し、速やかに地方農政局又は食料安全保障室に報告するよう指示する。 食料安全保障室は、地方農政局の情報収集及び食品価格動向調査の受注事業者からの報告に基づき、食品の需給・価格動向等の実態を取りまとめ、関係機関に情報提供する。 【2週間以内】 食料安全保障室は、必要に応じ、地方農政局による情報収集及び食品価格動向調査における緊急の調査の実施継続を指示する。

表 10 食品安全の危機管理対策に係る活動

「食品安全の危機管理対策」に係る活動 【消費・安全局食品安全政策課】
【3時間以内、以降随時】 消費・安全局食品安全政策課（以下「食品安全政策課」という。）は、食品安全に関係する消費者庁、食品安全委員会事務局、厚生労働省及び本省関係各課との連絡体制を確保する。 食品安全政策課は、食品安全に係る緊急事態等が発生又はその旨の情報を入手した場合には、被害状況（被害の程度、人数、地域等）及び病原微生物による汚染、異物の混入等により人の健康を損なうおそれのある食品の流通経路、流通量等の情報を収集し、関係各課と共有する（必要に応じ、関係各課から関係団体に対し、問題食品の回収協力の依頼や、注意喚起など行う。）。

表 11 食品表示規制の弾力的運用に係る活動

「食品表示規制の弾力的運用」に係る活動 【消費・安全局消費者行政・食育課】
【発生直後、以降随時】 消費・安全局消費者行政・食育課（以下「消費者行政・食育課」という。）は、直ちに業務検討体制を構築する。 消費者行政・食育課は、地方農政局等の米穀流通・食品表示監視課等に、情報収集の体制を構築するよう、あらかじめ指名した連絡担当職員（情報窓口）を通じて指示する。 地方農政局等の米穀流通・食品表示監視課等と消費者行政・食育課との間に、緊急連絡網を通じて、複数の連絡ルートを確認する。 消費者行政・食育課は、検討体制の構築後直ちに、関係府省、本省各局庁、関係団体、地方農政局等の米穀流通・食品表示監視課等、政府発表、マスコミ報道等から、弾力的運用の必要性に係る情報を収集する。 消費者行政・食育課は、被災地域における食品表示規制の弾力的運用の検討及び通知を次により実施する。 ① 消費者庁食品表示課及び厚生労働省がん・疾病対策課と連携して、緊急時の被災地域への食料の円滑な供給を最優先する状況であり、食品表示規制の弾力的運用が必要かどうかの検討を開始する。 ② 被災地域における食品表示規制の弾力的運用が必要と判断された場合、消費者行政・食育課長、消費者庁食品表示課長及び厚生労働省がん・疾病対策課長は、その弾力的運用を措置する旨を各都道府県食品表示法担当課長及び地方農政局等の消費・安全部長等に通知する。 ③ 弾力的運用の通知を農林水産省のHPに掲載するとともに、プレスリリースを行う。 ④ 省内関係局庁（大臣官房新事業・食品産業部、農産局、畜産局、経営局、林野庁及び水産庁）に対して、関係団体への周知徹底を依頼する。また、関係団体へ通知を施行した場合は、災対室に報告する。 消費者行政・食育課は、状況に応じ、被災地域外を含めた状況について次により情報を収集する。 ① 事業者等からの問合せ対応及び意見の収集を行う。 ② 飲食物品の需要の増加や、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売する際の包材の変更が一時的に追いつかない状況等がないか、関係府省、本省各局庁、関係団体及び地方農政局等の米穀流通・食品表示監視課等から情報収集を行う。 消費者行政・食育課は、被災地域や被災地域外の食品表示規制の弾力的運用に係る状況を的確に把握し、消費者庁食品表示課及び厚生労働省がん・疾病対策課と連携して、その状況に応じた表示規制の弾力的な運用を実施し、また、実施の必要性がなくなったと認めた場合には、遅滞なく終了する。

表 12 国内の病害虫防除対策に係る活動

「国内の病害虫防除対策」に係る活動 【消費・安全局植物防疫課】
【発生直後】 植物防疫課は、植物防疫所職員の安否、施設等の被害状況を確認する。 植物防疫課は、植物防疫所の被災状況を確認するとともに、植物防疫所の管理担当に対し、植物防疫所や大臣許可を受けた大学等で保管する病害虫の被災状況を把握するよう指示する。 植物防疫課は植物防疫所の管理担当に対し、植物防疫所で保管する病害虫の拡散等が確認された場合、直ちに拡散防止措置を取るよう指示する。 植物防疫課は植物防疫所の管理担当に対し、大臣許可を受けた大学等で保管する病害虫の拡散等が確認された場合は、直ちに拡散防止措置を取るよう指示する。 【3時間以内】 植物防疫課は、病害虫防除所の被災状況を確認し、病害虫防除所で保管する病害虫が拡散していた場合は、被災状況や拡散した病害虫の重要度を勘案し、必要に応じて、拡散防止措置を指示する。 【1週間以内】 植物防疫課は、被災した植物防疫所、病害虫防除所等の

表 13 国内の家畜衛生対策に係る活動

「国内の家畜衛生対策」に係る活動 【消費・安全局動物衛生課】
【3時間以内】 動物衛生課は、家畜保健衛生所の被災状況を確認するとともに、病原体の散逸等の状況を把握する。 動物衛生課は、被災地域における家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体を所持している施設（以下「病原体所持施設」という。）並びに学術研究機関の指定施設（以下「学術研究機関」という。）における、病原体の散逸等の状況を把握する。 【12時間以内】 動物衛生課は、家畜保健衛生所の倒壊が確認された場合、被災都県から対応方針を聴取し、当面の危機を回避する体制の確立までに要する日数、人員、作業の具体的な内容、作業日程等を確認する。 動物衛生課は、家畜保健衛生所、病原体所持施設又は学術研究機関において、病原体が散逸している可能性がある場合、立入制限や消毒等の当該病原体の拡散防止措置を指示する。 【1日以内】 動物衛生課は、被災都県における家畜の逃亡や事故、死体の処理、伝染病の発生予防、まん延防止等のための立入検査、消毒の実施等を指導する。 動物衛生課は、被災都県における当面の危機を回避するための防疫体制の整備に係る行動計画を確認する。 動物衛生課は、消毒薬等の一般防疫資材の確保に支障がないか確認するとともに、必要に応じ、他の都道府県や地方農政局、業界への要請等により資材の供給等を確保する。 動物衛生課は、病原体が拡散した可能性がある場合、家畜保健衛生所を通じ畜産農家に対する病原体侵入防止措置等を指示する。 【1週間以内】 動物衛生課は、口蹄疫等の家畜伝染病の発生に備え、動

復旧及び支援対策を検討する。 植物防疫課は、被災により国内防除業務が円滑に行われないおそれがある場合、 ① 植物防疫所の機械・施設の復旧並びに他所からの物資供給及び人的支援 ② 病害虫防除所等の主要な調査機器・備品等の復旧等、業務運営を継続するための予算措置等の支援対策を検討する。 植物防疫課は、被災した植物防疫所、病害虫防除所等からの要請を考慮し、関係部局と調整し支援を実施する。	物検疫所の家畜防疫官、被災都県以外の道府県からの家畜防疫員等の派遣体制等を整備する。 動物衛生課は、動物検疫所における防疫資材の状況を確認する。 動物衛生課は、被災した家畜保健衛生所等の復旧・支援を検討する。 動物衛生課は、被災により国内防除業務が円滑に行われないおそれがある場合、家畜保健衛生所等の主要な調査機器・備品等の復旧等、業務運営を継続するための予算措置等の支援対策を検討する。 動物衛生課は、被災した家畜保健衛生所等からの要請を考慮し、関係部局と調整し支援を実施する。
---	---

5 管理事務

首都直下地震が発生した場合、次の管理事務を実施する。

具体的な活動内容については、「震災対応マニュアル」の定めるところによる。

(1) 庁舎等管理に係る対策

庁舎等管理の担当課室は、地震により近隣において火災等が発生した場合は、在庁職員及び外来者に対する避難誘導等を行う。

また、帰宅困難者が発生した場合は、業務に支障がない限り受入れを行い、帰宅困難者に対し庁舎の利用及び食料の提供を行う。

庁舎等に被害が生じた場合は、建物及び基幹設備機能の緊急点検等を行い、応急修繕や危険物が漏洩した場合は除去する。

(2) 情報システムに係る対策

情報システムの担当課室は、情報システムの停止による業務の停滞を防ぐため、首都直下地震が発生した場合は、速やかに情報システムの稼働状況や障害状況を確認し、情報システム運用継続計画に基づいて災害復旧への対応を行う。

6 発災時の記録

首都直下地震が発生した場合の安否確認、非常時優先業務及び管理事務に係る対応については、適宜記録を残すものとする。記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう努める。

第4 業務継続への備え

1 非常時優先業務及び管理事務の抽出

首都直下地震発生時における対応として、農林水産省防災業務計画や大規模地震・津波災害応急対策対処方針（中央防災会議幹事会）等で定められている最優先で行うべき業務について、災害発生後の業務停止による社会への影響を評価する業務影響分析を行い、非常時優先業務を抽出する。

業務影響分析は、業務が停止した場合に、国民及び社会経済活動にどのような影響を与えるかを地震の発生からの経過時間（1時間、3時間、12時間、1日、3日及び1～2週間）ごとに、以下のレベルⅠ～Ⅴで評価を行う。

表 14 影響の重大性の評価基準

影響の重大性		各業務の開始・再開が遅れることに伴う代表的な影響の内容
Ⅰ	軽微	・ 社会的影響は僅かにとどまる。 ・ ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
Ⅱ	小さい	・ 若干の社会的影響が発生する。 ・ しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
Ⅲ	中程度	・ 一定程度の社会的影響が発生する。 ・ 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

Ⅳ	大きい	・ 相当大きな社会的影響が発生する。 ・ 社会的な批判が多く発生し、過半の人はその行政対応は許容できないと考える。
Ⅴ	甚大	・ 甚大な社会的影響が発生する。 ・ 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容できないと考える。

発災から２週間以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を非常時優先業務として抽出する。

抽出した非常時優先業務は、情報収集体制の確立、省対策本部の運営、被害状況の把握、応急用食料・物資の支援等、地震発生によって生じる直接的な対象業務である応急対策業務と、地震発生の有無にかかわらず存在する農林水産省の一般継続重要業務に区分する。

また、非常時優先業務並びに職員の安否確認及び管理事務については、参集可能人数等を踏まえ精査を行う。

２ 関係機関との連携体制の確立

大臣官房各課及び各局庁の災害対応部署は、地震発生時において関係機関との連携体制が確立されるよう、非常時優先業務及び管理事務の関係機関を整理し、関係機関との連携内容や連絡体制を確認するとともに、整理する。

３ 執行体制の整備

首都直下地震が発生した場合に備え、次により執行体制を整備する。

（１）参集する職員の指定等

非常時優先業務及び管理事務を確実にを行うためには、参集要員が決められた時間内に参集することが重要であるが、平常時に非常時優先業務及び管理事務に関連する業務に従事する職員を一律に参集要員として指定した場合には、職員の居住状況によっては時間内の参集が困難となることがある。

このため、大臣官房各課及び各局庁は、職員の居住状況を踏まえ、実効性がある災害対応が可能となるよう参集要員を指定する。なお、BCP 宿舎に居住する職員については、原則として参集要員に指定する。

また、大臣官房各課及び各局庁は、以下の事項についてあらかじめ対応を定めておく。

- ①災害対応が長期にわたることを想定したローテーション（交代要員）体制
- ②特別な知識、技能及び資格を有する職員が参集不可能な場合の対応
- ③更に過酷な状況として、優先度の高い非常時優先業務については、担当外での対応を可能とする対策（業務手順書の作成等）

（２）参集要員名簿の作成及び安否確認等一斉連絡システムの登録状況確認

大臣官房各課及び各局庁は（１）を踏まえ、非常時優先業務及び管理事務を行う参集要員名簿を作成し災対室に報告する。

災対室は、大臣官房各課及び各局庁の第３の３（２）①エ、オ及びカの者の氏名を記載した参集要員名簿を作成し、定期的（大きな人事異動の度ごと）に取りまとめる。

また、安否確認等一斉連絡システムにおける参集要員の登録状況を確認する。

(3) 職務代行者の選任

災害発生時に官房幹部及び各局庁の長に不測の事態が発生した場合であっても、災害対応業務を的確に遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう切れ目無く指揮命令系統が確立されることが重要である。

このため、官房幹部及び各局庁の長の職務代行者について以下のように定める。

なお、官房幹部及び各局庁の長と連絡が取れない場合は、意思決定に係る権限は、以下に定める順序で自動的に委任することとし、官房幹部、各局庁の長等の安否や業務状況の全体像が判明した時点等、状況に応じて、改めて職務代行者を指名することもある。

表 15 職務代行の順序

官職名	職務代行の順序
農林水産事務次官	①官房長又は輸出・国際局長、②総括審議官、総括審議官（新事業・食品産業）、技術総括審議官又は輸出・国際局に併任された輸出促進審議官及び大臣官房審議官のうち輸出・国際局長が指名する者、③新事業・食品産業部長、統計部長、検査・監察部長若しくは事務次官が指名する大臣官房の課の長又は輸出・国際局総務課長、④新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長、統計部管理課長、検査・監察部調整・監察課長若しくは大臣官房の課の長が指名する当該課の者又は輸出・国際局総務課長が指名する同局の課長、⑤新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長が指名する同部の課長、統計部管理課長が指名する同部の課長若しくは統計企画管理官又は検査・監察部検査課長
農林水産審議官	①官房長又は輸出・国際局長、②総括審議官、技術総括審議官又は輸出・国際局に併任された輸出促進審議官及び大臣官房審議官のうち輸出・国際局長が指名する者、③輸出・国際局総務課長
官房長	①総括審議官、総括審議官（新事業・食品産業）又は技術総括審議官、②新事業・食品産業部長、統計部長、検査・監察部長又は官房長が指名する大臣官房の課の長
大臣官房総括審議官	統計部長、検査・監察部長又は総括審議官が指名する大臣官房の課の長
大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）	①新事業・食品産業部長又は総括審議官（新事業・食品産業）が指名する大臣官房審議官、②新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長
大臣官房技術総括審議官	技術総括審議官が指名する大臣官房の課の長
大臣官房危機管理・政策立案総括審議官	①大臣官房地方課長、②大臣官房地方課災害総合対策室長
大臣官房サイバー	大臣官房参事官（デジタル戦略）

セキュリティ・情報化審議官	
大臣官房報道官	報道室長
大臣官房統計部長	①統計部管理課長、②統計部長が指名する同部の課長（管理課長を除く。）又は統計企画管理官
消費・安全局長	①消費・安全局に併任された大臣官房審議官のうち消費・安全局長が指名する者、②消費・安全局総務課長
輸出・国際局長	①輸出・国際局に併任された輸出促進審議官及び大臣官房審議官のうち輸出・国際局長が指名する者、②輸出・国際局総務課長
農産局長	①農産局に併任された生産振興審議官、②農産局総務課長
畜産局長	①畜産局に併任された大臣官房審議官、②畜産局総務課長
経営局長	①経営局に併任された大臣官房審議官のうち経営局長が指名する者、②経営局総務課長
農村振興局長	①次長、②農村振興局総務課長
農林水産技術会議事務局長	①事務局長が指名する研究総務官、②農林水産技術会議事務局研究調整課長
林野庁長官	①次長、②長官が指名する同庁の部長、③林政部林政課長
水産庁長官	①次長、②長官が指名する同庁の部長、③漁政部漁政課長

4 執務環境の整備

首都直下地震が発生した場合に備え、次により執務環境を整備する。なお、災害時には、非常時優先業務の業務量の増加や不測の事態により、執務環境が確保できない可能性や資源が不足する可能性があることに留意する。

（１）庁舎等管理に係る対策

①庁舎の耐震安全性

大臣官房参事官（経理）は、免振装置について保守点検を行う。

②電力

自動で起動し給電を行い、系統電力が復旧するまでの間、非常時優先業務等を燃料補給なしで１週間程度継続可能な非常用自家発電機を有しており、大臣官房参事官（経理）は、業務継続を図るために必要な非常用自家発電機の燃料を日頃から確保するとともに、系統電力の復旧の遅れや計画停電等に備え、日頃から給電の実施体制等を確認する。

③上水道

大臣官房参事官（経理）は、上水道設備について、用途別配分計画を策定するとともに、貯水槽内の貯水量に限りがあるため、使用用途を決定し、飲料水の備蓄及び災害用トイレの確保を行う。

④下水道

大臣官房参事官（経理）は、災害用トイレの備蓄を行うとともに、災害用トイ

レ運用に係るマニュアルを策定し、大臣官房各課及び各局庁に周知する。

⑤ガス

大臣官房参事官（経理）は、庁舎内のガス関連設備について、定期点検の結果を受け必要な対策を行い、発災時の運用に関して大臣官房各課及び各局庁に周知する。

⑥通信

大臣官房参事官（経理）は、災害時優先電話を有効に活用することにより、必要な通信の確保に努める。

⑦空調設備

大臣官房参事官（経理）は個別空調が設置されている会議室等を官房各課及び各局庁に周知する。大臣官房各課及び各局庁は業務継続を図る上で個別空調が使用可能な会議室等の執務環境をあらかじめ確認しておく。

⑧エレベータ

大臣官房参事官（経理）は、停止時の早期復旧のため、保守体制の確保・閉込め時の救出方法の確認等、必要な対策を行う。

⑨施設管理業務委託者との防災協定

大臣官房参事官（経理）は、施設管理業務委託者と防災協定に基づき、発災時における連絡体制の整備及び緊急対応業務についての取決めを行っておく。

⑩什器転倒対策

大臣官房参事官（経理）は、大臣官房各課及び各局庁とともに、各執務室における什器の固定、出入口付近の重量物の転倒対策及び避難経路となる通路の通行を阻害する物品の撤去を行い、その状況を常に確認する。

⑪休憩室・仮眠室の確保

大臣官房各課及び各局庁は、災害対応が長期化することも想定し、休憩室・仮眠室に加え、休養が取れる場所（会議室等）を確保する。災対室は、あらかじめ、候補となる会議室を選定し、取りまとめておく。

（２）備蓄

地震発生時において、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務等を実施できるよう、参集要員の１週間分及び参集要員以外の職員等の３日分の食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等を備蓄し、災害時に適切に供給できる体制を確立する。また、来庁者等についても、少なくとも３日間とどまることができるよう備蓄を行う。

感染症流行下に災害が発生した場合においても、感染対策を徹底するため、マスク、消毒液等の必要最低限の備蓄品を確保する。

コピー用紙やトナー等も大臣官房各課及び各局庁にて備蓄するとともに、災害時には通常業務での使用を極力控え、備蓄している用紙等を災害対応に回す等、弾力的な

運用を行う。

【備蓄必要量の目安】

①食料

1日当たり3食／人を、参集要員の1週間分及びその他職員等の3日分を確保する。

②飲料水

1日当たり3L／人を、参集要員の1週間分及びその他職員等の3日分を確保する。

③毛布

全職員、来庁者等を対象に1枚／人を確保する。

④簡易トイレ

組立て式を10セット及び袋式を5000セット確保する。

(3) 情報システムに係る対策

大臣官房参事官（デジタル戦略）は、G-N e tと本省G S Sネットワークの接続回線の冗長化、本省内G S S端末とプリンタのネットワーク非接続利用に対応するための資材等の準備・更新、本省内G S Sネットワークの復旧に必要な計画の策定等の対策を平常時より行っておく。

5 本省庁舎の代替措置

(1) 代替庁舎への移転・復帰

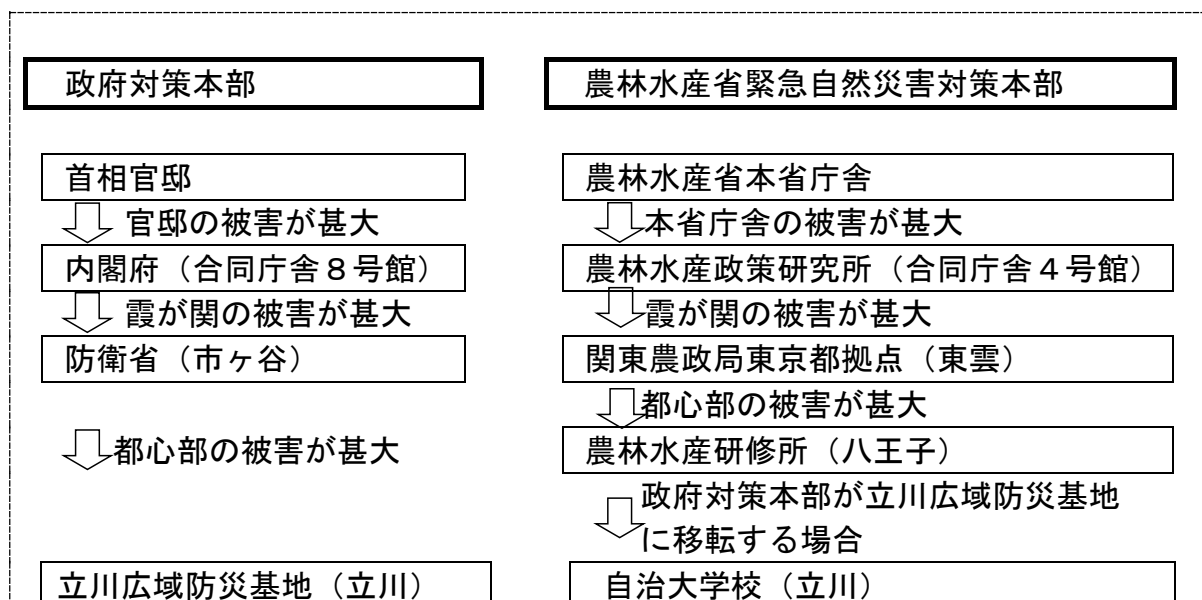
省対策本部は、首都直下地震が発生し本省庁舎の点検の結果、被災等により使用不能と判断した場合、農林水産政策研究所（合同庁舎4号館）にその機能を移すものとする。

その機能を移さない場合においても、省対策本部会議の開催に当たって、本省庁舎の執務環境の状況等から、農林水産政策研究所（合同庁舎4号館）で開催することが適切と判断した場合は、同施設において開催する。

農林水産政策研究所（合同庁舎4号館）の庁舎管理者による点検の結果、使用不能であることが判明した場合には、①関東農政局東京都拠点（東雲）、②農林水産研修所（八王子）の順に機能を移すものとする。また、本省庁舎が使用可能であっても、政府対策本部が立川災害対策本部予備施設（以下「立川広域防災基地」という。）に移転することが判明した場合は、内閣府よりあっせんを受けている自治大学校にその機能を移転する。移転・参集に係る手順等は別に定める。

なお、代替庁舎への移転後、本省庁舎の復旧の状況等を踏まえ、可能な限り早急に本省庁舎への復帰を目指す。

首都直下地震発生時、固定電話が利用不可となる場合があることから、災対室及び代替庁舎（関東農政局東京都拠点及び農林水産研修所）は、首都直下地震発生時には速やかに衛星通信端末を設置・起動し、連絡手段の確保に努める。



（２）代替庁舎への移動方法

代替庁舎への移動手段（徒歩や公用車等）及び移動ルートは、周辺の被災状況や通行規制等を踏まえ、安全性、利用可能性及び所要時間を考慮して選定する。

緊急時に使用することが想定される公用車については、緊急通行車両等の事前届出を行う。

公用車の不足や公用車の燃料供給については、必要に応じて内閣府によるあっせんを検討する。

（３）代替庁舎における執務環境の確保

代替庁舎において、省対策本部の機能が速やかに発揮できるよう、代替庁舎におけるレイアウトをあらかじめ決めておくとともに、必要な機材、通信環境等の整備を進める。

6 訓練の実施及び計画の見直し等

（１）訓練の実施

業務継続計画を実行性のあるものとするためには、全職員が業務継続の重要性を共通の認識として持つことが重要である。このため、首都直下地震が発生した場合を想定し、安否等の確認、非常時優先業務の執行体制、情報伝達の体制確保等について、定期的に訓練を実施する。

（２）人事異動における引継ぎ

業務継続の実行性を維持し機能を発揮するためには、大臣官房各課及び各局庁において、人事異動の際に新任者に対して必要な引継ぎを行う必要がある。

新任者には、首都直下地震発生時にどのような行動をとる必要があるか、平時から何に備えるべきかといった事項を明確にし、発災時に速やかに所要の行動がとれるよう引継ぎを行う。

官房幹部及び各局庁の長に異動があった場合には、大臣官房各課及び各局庁の担当者が、異動後即座に当該職員に対して説明を行う。

(3) 改善計画の策定

訓練や執行体制等の検討を行う中で、非常時優先業務等を円滑かつ迅速に実施していく中で課題となった点については、改善計画を策定し、課題の改善を推進する。

なお、このことについて、定期的に又は必要に応じて省対策本部幹事会等を開催し、課題や改善状況を幹部職員に共有する。

(4) 計画の見直し

実際の災害対応時における問題点の顕在化、訓練による課題の洗出し、執行体制の精査、その他平時の業務における非常時優先業務の内容の見直しを実施し、計画を更新する。

農林水産省緊急自然災害対策本部の構成

区 分	職 名
本 部 長	農林水産大臣
本 部 長 代 理	農林水産副大臣
〃	農林水産副大臣
副 本 部 長	農林水産大臣政務官
〃	農林水産大臣政務官
本 部 長 補 佐	農林水産事務次官
本 部 員	農林水産審議官
〃	官房長
〃	大臣官房総括審議官
〃	〃 総括審議官（新事業・食品産業）
〃	〃 技術総括審議官
〃	〃 危機管理・政策立案総括審議官
〃	〃 サイバーセキュリティ・情報化審議官
〃	〃 報道官
〃	〃 統計部長
〃	消費・安全局長
〃	輸出・国際局長
〃	農産局長
〃	畜産局長
〃	経営局長
〃	農村振興局長
〃	農林水産技術会議事務局長
〃	林野庁長官
〃	水産庁長官

（注 1）緊急自然災害対策本部の進行は大臣官房危機管理・政策立案総括審議官が務める。

（注 2）必要に応じて、地方農政局（北海道農政事務所及び沖縄総合事務局農林水産部を含む。）及び森林管理局の参加を得て、報告を受けることができる。

農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会の構成

区 分	職 名
幹 事 長	大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
幹 事 長 代 理	大臣官房地方課長、災害総合対策室長
幹 事	報道官
〃	大臣官房秘書課長
〃	〃 文書課長
〃	〃 予算課長
〃	〃 参事官(経理)
〃	〃 参事官(食料安全保障)
〃	〃 広報評価課長
〃	〃 参事官(デジタル戦略)
〃	〃 新事業・食品産業部食品製造課長
〃	〃 統計部管理課長
〃	消費・安全局総務課長
〃	輸出・国際局総務課長
〃	農産局総務課長
〃	畜産局総務課長
〃	経営局総務課長
〃	農村振興局総務課長
〃	農林水産技術会議事務局研究調整課長
〃	林野庁林政部林政課長
〃	水産庁漁政部漁政課長

- 農林水産省緊急自然災害対策本部が設置された場合には、幹事会を置き、本部決定事項に関する連絡・調整を行う。
- 命を受けて構成員に充てられた官職の事務の一部を掌理する者がある場合にあっては、議長は構成員にその者を加え、又は構成員をその者に代えることができる。
- 危機管理・政策立案総括審議官が担当幹事又は担当幹事を通じて職員を指名し、以下の業務の遂行を必要に応じて指示することができる。
- ① 他省庁等連絡調整
 - ② 省内連絡調整
 - ③ 現地対応
 - ④ その他